

奈良県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、桜井市から大和都市計画地区計画（三輪地区）の決定に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和二年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾